

前橋市監査委員公表第18号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年11月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年10月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市防犯協会】</p> <p>【監査対象所属：防災危機管理課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用について 防災危機管理課執務室の目的外使用において、使用者である前橋市防犯協会に対して、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていなかった。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 物品の貸付について 防災危機管理課の所属物品において、前橋市防犯協会に貸付を行っているが、財務規則第225条で規定する物品の貸付手続きを行っていなかった。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>行政財産の目的外使用については、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行い、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>物品の貸与については、前橋市防犯協会から物品の返却を受けた。</p>